

やまなしエコライフ県民運動実施要綱

1 運動の目的

地球温暖化問題に対応するとともに、持続可能な社会を形成していくためには、資源やエネルギーを大量に消費している社会構造の変革が必要であり、これまでの価値観やライフスタイルに対する考え方を換え、「環境」という視点から見直していくことが求められている。

このため、日々の生活の中で実践できるエコ活動を「やまなしエコライフ県民運動」として提唱し、県民一人ひとりがこの運動への参加を通じて自らの生活行動を見直し、環境にやさしいライフスタイルへ転換することにより、県民共有の長期ビジョンとして掲げた「CO₂ゼロやまなし」の実現を図ることを目的とする。

2 主唱

山梨県、環境に関する企業連絡協議会、環境パートナーシップやまなし、公益財団法人やまなし環境財団、山梨県地球温暖化防止活動推進センター、山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会

3 運動の内容

県民や事業者、各種団体、行政など多様な主体が連携して、次の7つの運動に取り組むものとする。

(1) マイバッグ運動

レジ袋など使い捨ての買い物袋を削減するために、買い物袋や買い物かご等を持参する運動をいう。

(2) エコはし運動

割りばしなどの使い捨て用品を削減するために、外出時にはしを携帯するとともに、リユースはし(繰り返し使えるはし)を使用する飲食店を積極的に利用する運動をいう。

(3) マイボトル運動

ペットボトルや紙コップなどの飲料容器を削減するために、外出時に水筒や飲料ボトル等を携帯する運動をいう。

(4) リユースびん運動

環境負荷の少ないリユースびんの利用を推進するために、一升びんやビールびんなど繰り返し使えるリユースびん入りの商品を優先的に購入し、空きびんを返却する運動をいう。

(5) エコドライブ運動

自動車から排出される二酸化炭素を削減するため、環境にやさしい運転方法であるエコドライブを実践する運動をいう。

(6) 緑のカーテン運動

夏場の冷房時等に排出される二酸化炭素を削減するため、アサガオやゴーヤなどのつる性植物を窓辺や壁面にカーテン状に育成する運動をいう。

(7) 環境家計簿運動

家庭で消費されるエネルギーを把握し、排出される二酸化炭素を削減するために、環境家計簿を記録する運動をいう。

4 運動の推進方法

(1) 県民

県民は、それぞれの生活に応じた運動を実践することにより、環境にやさしいライフスタイルの実現に取り組む。

(2) 事業者・各種団体

事業者・各種団体は、従業員や構成員にやまなしエコライフ県民運動の内容を周知し、各運動の実践を呼びかける。また、事業者は、その事業内容に応じて、やまなしエコライフ県民運動推進店に参加し、県民のエコ活動を支援する。

(3) 主唱団体

主唱団体は互いに連携し、県民や関係団体等に対してやまなしエコライフ県民運動の趣旨及び内容を周知し、各運動の実践を呼びかける。また、県民、事業者、行政の連携を図るため、山梨県が募集する「やまなしエコライフ県民運動推進店」の登録制度を推進する。

5 事務局

やまなしエコライフ県民運動の事務局は、山梨県エネルギー局エネルギー政策課に置く。

附 則

この要綱は、平成22年5月13日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。